

利用申請者、葬儀業者の皆様へのお願い  
～新型コロナウイルス感染症に関して～  
(令和4年10月1日版)

各葬儀事業者 }  
関係者 } 様

令和4年10月1日(改定)  
臨海部広域斎場組合 管理者

平素より臨海斎場の運営にご協力頂きまして誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、臨海斎場においては下記の対応といたしますのでご協力のほどよろしく申し上げます。

1. 新型コロナウイルス感染症に関係するご遺体について、臨海斎場で葬儀・火葬を希望される場合は**必ず事前にご相談ください**。事前のご相談がない場合は、必要な対応を行えないため、ご利用をお断りすることがあります。
2. 式場等の施設利用に関しては、**利用申請者・葬儀業者の皆様による感染拡大防止のための対応を徹底していただくことを利用の条件といたします**。具体的な対応策については、国・都から示されている方針等に則って対応願います。

【例示】

(ア) 基本的な感染対策の実施

手洗い・咳エチケットの徹底、アルコール手指消毒の実施、マスク着用、発熱(37.5℃以上)や風邪症状などがある方は参列を控えてください。

(イ) 会葬者間の距離の確保等

参列時や会食時などに会葬者間に一定の距離(2m程度)を確保してください。

※ 会葬者控室等で飲食される際は、利用申請者及び葬儀業者において、3密状態の回避、基本的な感染対策(ア)の実施等、感染拡大防止策を徹底してください。

※ 長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けてください。

(ウ) 換気の確保

式場・会葬者控室・遺族控室・火葬待合室を利用する際は、入口扉、搬入扉、サービス通路側扉を一部開放するなど換気にご協力ください。

※ 臨海斎場1階2階の排煙窓、式場棟・火葬棟風除室自動扉については、当面の間は原則開放状態(外気導入)とします。